

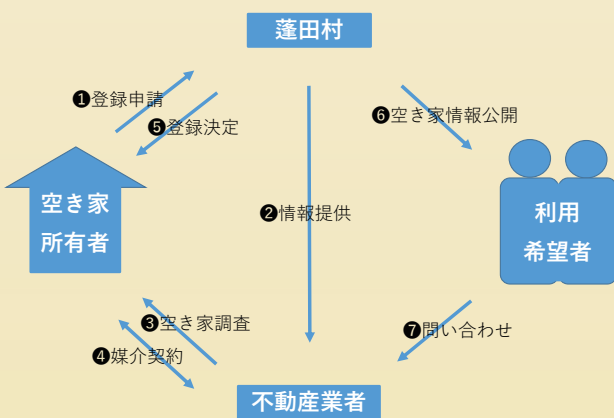
空き家バンクに登録しませんか？

■蓬田村空き家等バンク制度

村では、空き家を売りたい・貸したい人の空き家の情報を村のホームページなどで公開し、空き家を買いたい・借りたい人へ提供する「空き家等バンク」を運営しています。

利活用できる空き家を所有している人、中古物件の購入を検討している人などがいましたら、気軽にご相談ください。

■空き家等バンク登録の流れ



- ①空き家の所有者が村に登録申請を行う。
- ②村が不動産業者へ申請内容の情報を提供する。
- ③不動産業者が空き家の調査などを行う。
- ④空き家の所有者と不動産業者が媒介契約を結ぶ。
- ⑤⑥村が空き家等バンクに登録し、情報を公開する。
- ⑦利用希望者の問い合わせは不動産業者が対応する。

■空き家等バンク利用の留意点

- 空き家等バンクの利用に費用はかかりませんが、公正な取引のために空き家等バンクに協力する不動産業者が空き家の調査・仲介を行います。そのため、売買・賃貸借の成立時には仲介手数料を支払う必要があります。
- 空き店舗の登録も受け付けています。
- アパートなどの集合住宅の登録は受け付けていません。
- 未相続の場合や、損傷が著しい管理不全な状態の空き家は登録できない場合があります。

空き家等バンクの詳細や物件一覧などについては、村ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▶問い合わせ 役場 総務課 ☎ 27-2111 (内線 512)

危険な空き家の解体にかかる費用の一部を助成します

■蓬田村空家等解体費補助金

老朽化等により、周囲の生活環境へ影響を及ぼす恐れのある空き家を除却（解体及び撤去）する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

補助金の額：除却工事費用の3分の1（限度額 30 万円）
募集戸数：8 戸程度（予算の範囲内において先着順）

※補助金交付申請の前に、交付対象となるか確認するために必ず空き家の「事前調査」を行います。事前調査申し込みは電話のみで可能ですので、お気軽に蓬田村役場総務課へご相談ください。

▶問い合わせ 役場 総務課 ☎ 27-2111 (内線 512)



話題の本、読みませんか？

ふるさと総合センターの新刊図書を紹介します。

- | | | | | |
|---------------------|---------|---|---------|------------|
| ○人魚が逃げた | 青山美智子 著 | ／ | ○名探偵ガイド | 飯城勇三 著 |
| ○その嘘を、なかったことには | | | | 水生大海 著 |
| ○そういうゲーム | | | | ヨシタケシンスケ 著 |
| ○荒木飛呂彦の新・漫画術 悪役の作り方 | | | | 荒木飛呂彦 著 |
| ○10 歳からの脳タイプ別勉強法 | | | | 加藤俊徳 著 |
| ○キルトジャパン 2025 1月号 冬 | | | | 日本ヴォーグ社 著 |

※この他にも取り揃えています。▶問い合わせ 教育課 ☎ 31 - 3111

蓬田村公式Xアカウント運用中！

村の特産品、食などの魅力や村の日常風景、イベント情報等を発信しています。



フォロワー 1,000 人越えました！

蓬田

広報

Yomogita
village



目次

- 村の出来事・・・・・・・・・・1
- 税の申告について・・・・・・・・2
- とんにはちほ！保健師です・・・・・・・・4
- 総合カレンダー・・・・・・・・5
- お知らせ・・・・・・・・7
- 空き家バンクについて・・・・11

村民スキー教室開催！

1月8日（水）、青森市のモヤヒルズで村民スキー教室が開催されました。参加した小学生は、蓬田スキークラブの方々の丁寧な指導を受け、時間いっぱいまでスキーを楽しみました。

2

2025 No.622

広報 よもぎた 2025 Feb No.622

令和7年2月発行 編集発行 蓬田村総務課 企画財政班 TEL 0174-27-2111 FAX 0174-27-3255
〒030-1211 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字夕越1番地3 蓬田村ホームページ <https://www.vill.yomogita.lg.jp>

令和 7 年度住民税の申告 & 令和 6 年分所得税の確定申告

①住民税の申告

1. 巡回会場での受付

■期間 2月3日（月）～2月12日（水）
※下表「住民税申告巡回受付の日程表」をご確認ください。

2. 役場 2 階会議室での受付

■期間 2月13日（木）～3月17日（月）
※土・日・祝日は除きます
■時間 午前9時～午後4時

住民税の申告が必要な人

- 令和7年1月1日現在、本村に在住で、次のいずれかに該当する人は、住民税の申告をしてください。
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人で所得税が課税されない人
- 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得がある人
- 公的年金収入が 400 万円以下で、その他の所得がある人、または所得控除の追加がある人

※確定申告をした人や、収入が給与だけで勤務先から村へ「給与支払報告書」が提出されている人は、住民税の申告は必要ありません。
※農業分の申告がある方は、参考資料として農業収支を確認できる帳簿等をご持参ください。
※収入がない方も住民税申告をお願いします（未申告の場合、各種証明書（所得証明書、課税証明書等）が発行できないほか、国民健康保険税、介護保険料の軽減措置や各種手当等の行政サービスが受けられない場合があります）。

申告に必要なもの（住民税・所得税共通）
☐ 源泉徴収票など収入が明らかになる資料（給与・年金収入のある方）
☐ 国民年金保険料などの控除証明書
☐ 社会保険の領収書（令和6年中に支払ったもの）
☐ 生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書または医療費通知書
☐ 障害者手帳や愛護手帳
☐ 経営所得安定対策交付金計算書など
☐ ライスセンターの利用者は精算書（最終のもの）
☐ 事業所得のある方は収支決算書や帳簿など
☐ 生命保険会社などから年金を受給している方は明細書
☐ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）
☐ 本人確認書類（顔写真付き身分証明書など）
☐ 通帳

②所得税の確定申告

1. 役場 2 階会議室での受付

■期間 2月17日（月）～3月17日（月）
※土・日・祝日は除きます
■時間 午前9時～午後4時
※所得税の確定申告書や手引きは、税務署または役場税務課で配布しています。
※青色申告の方は税務署での申告をお願いします。
※その他、複雑な申告や時間を要する申告の場合は、税務署での申告をお願いします。
※事業を行っている場合は、事業に関する日々の取引を正確に記帳するとともに帳簿や領収書等の書類を保存してください。

所得税の確定申告が必要な人

- 次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告をしてください。
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 年間の給与収入額が 2,000 万円を超える人
- 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が 20 万円を超える人
- 2カ以上の事業所から給与をもらい、源泉所得税の精算が済んでいない人
- ※公的年金収入が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の人は所得税の申告をする必要はありません。ただし、控除の追加などで所得税の還付を受ける場合には、申告することもできます。また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告は必要です。

住民税申告巡回受付の日程表

地区名	会場	受付月日	受付時間
中沢	中沢公民館	2月 3日(月)	午前9時～午後2時
長科	長科旧公民館	2月 4日(火)	午前9時～午後2時
阿弥陀川	役場 2 階会議室	2月 10日(月)	午前9時～午後4時
ぐっと町会	役場 2 階会議室	2月 10日(月)	午前9時～午後4時
蓬田・宮本	役場 2 階会議室	2月 12日(水)	午前9時～午後4時
郷沢	郷沢自治会館	2月 7日(金)	午後1時～午後3時
瀬辺地	瀬辺地民生会館	2月 5日(水)	午前9時～午後2時
広瀬	文化伝承館	2月 6日(木)	午前9時～午後2時
高根	高根公民館	2月 7日(金)	午前9時～午前11時

■詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

12/24 青少年健全育成に尽力

坂本勇一さん（中沢）が教育委員表彰を受賞

長年、蓬田村教育委員として、青少年の育成指導活動に尽力した功績が認められ、坂本勇一さん（中沢）が青森県知事より教育委員表彰を受賞しました。吉崎教育長から表彰状を伝達された坂本勇一さんは、「今後も青少年の健全な育成のために変わらず取り組んでいきたい」と決意を新たにしていました。



▲ふるさと総合センターにて記念撮影しました

12/24 みんなで協力してつくるもちつき交流会

ふるさと総合センターにおいて年末恒例のもちつき交流会が行われ、約 15 名の親子が参加しました。子どもたちは大人に手伝ってもらいながら、杵を臼の中央にめがけて振り下ろし、もちつき体験をしていました。つきたての柔らかいお餅は食べやすいように小さく丸め、お汁粉やきな粉、お雑煮にして食べました。



▲ときどきひつつくお餅に手を焼きました

12/25 バランスの良い食事で健康に生活習慣予防教室～健康れすとらん～

青森県栄養士会の大谷享子先生を講師に、主食・主菜・副菜・汁物・ヘルシーなデザート込みで、約 588 キロカロリーのバランスの良いメニューを調理実習しました。普段聞くことのできない食事の悩みについても栄養士に相談できたため、会場は質問が絶えませんでした。村では今後も、運動教室・栄養教室を開催いたしますので、ぜひ回覧をご覧ください。



▲いろいろなメニューを調理しました

1/6 年始に筆を走らせる村民書き初め大会

新年を迎え、ふるさと総合センターで村民書き初め大会が行われました。小学生から一般まで8名ほどが参加し、年齢別に決められたお題に挑戦しました。参加者は、講師の福井陽子氏の指導を受けながら何度も練習し、究極の一筆を完成させました。完成した作品は、ふるさと総合センターに展示され、来館者の目を楽しませていました。



▲小学校5年生のお題は「平和な村」でした

青森税務署より所得税の確定申告のお知らせ

▶問い合わせ
青森税務署 017-776-4241



令和6年分所得税の確定申告の期間は、2月17日(月)～3月17日(月)までとなっています。
確定申告が必要な方は、必ず申告していただきますようお願いします。

①今年こそ！確定申告は自宅からマイナンバーカードでe-Tax

スマートフォンやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Taxによる送信ができます。
また、マイナポータル連携で医療費やふるさと納税等の各種控除証明書等のデータを一括取得し、自動入力することも可能です。

②e-Tax（電子申告）を利用するメリット

- ① 自宅から申告可能
- ② 確定申告期間24時間利用可能
※メンテナンス時間を除く
- ③ 申告書がデータで取得可能
- ④ 添付書類提出不要
※一部の書類を除く
- ⑤ 早期還付（3週間程度で還付、書面提出は1ヶ月半～2ヶ月程度で還付）



【納付も自宅からキャッシュレス！】

- ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引き落とし
- 振替納税（個人の方のみ）
事前に届出をした預貯金口座から、税務署が指定する振替日に自動で口座引落し
- スマホアプリ納付
国税スマートフォン決済専用サイトを經由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用
- その他
 - ・インターネットバンキング等による電子納税
 - ・クレジットカード納付

③申告書作成会場への来場に関して

次の期間、青森税務署内に申告書作成会場を開設します。

場所 青森税務署（青森第二合同庁舎）1F 共用会議室（〒030-0861 青森市長島一丁目3番5号）
期間 2月17日（月）～3月17日（月）《土・日・祝日を除く》（ただし3月2日（日）は開設します。）
時間 午前9時～午後5時（受付時間は午後4時まで）

申告書作成会場では、ご自宅と同様に、ご自身のスマートフォンを使用して申告書を作成していただきます。スマートフォン等及びマイナンバーカードとマイナンバーカードの発行時に設定した2種類の暗証番号をご持参いただきますようお願いいたします。

○申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要
入場整理券は会場で当日配付しますが、配付（混雑）状況により午後4時前でも当日券の配付（受付）を終了します。
※スマートフォンのLINE申込みは希望日時の事前発行ができますので是非ご利用ください。申込までの操作は簡単です。（事前発行期間が設けられています。）

※国税庁LINE公式アカウント
国税庁を「友だち追加」こちらから→



④令和6年分確定申告の期限及び納期限並びに振替日について

区分	納期限	振替日	延納期限
申告所得税及び復興特別所得税	3月17日(月)	4月23日(水)	6月2日(月)
贈与税	3月17日(月)	-	-
消費税及び地方消費税	3月31日(月)	4月30日(水)	-

振替納税は、預貯金残高を確認しておくだけで金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手続で利用できますので、税務署（管理運営部門）にご相談ください。

なお、既に申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税について振替納税をご利用の方は、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

つどいの場を利用していきいきと



●「フレイル」を
ご存じですか？

フレイルとは「年を取ることで心身が老い衰えた状態」のことで、健康な状態と介護が必要な状態の中間に位置します。フレイルの状態でもしなないでいると、体力の低下、筋力の減少、認知機能の低下などが見られ、認知症や要介護のリスクを高める可能性があります。元々の健康な状態に戻すことができるとも言われています。

●フレイルの予防方法

- 1. お口の健康
年に1回は歯科受診し、お口の状態を見てもらいましょう。
- 2. 栄養
1日3回の規則正しい食事や、肉・魚・大豆製品などのタンパク質の摂取を心がけ、低栄養を防ぎましょう。
- 3. 運動

普段運動習慣がない人は、今より+10分体を動かしたり、1日六千歩以上を目指したりして、日常生活に運動の要素を取り入れましょう。

4. 社会参加

社会とのつながりがなく、家に閉じこもりがちになるとフレイルが進行しやすくなるため、地域のつどいの場などに参加し、社会とのつながりを大切にしましょう。

●「つどいの場」に
参加しませんか？

- ◎いきいきなどわどサロン
会場…ふるさと総合センター
毎週木曜日午前9時～午後2時
- ◎ねまるカフェ
会場…村社会福祉協議会
平日午前9時～午後4時
蓬田村ではこの他にも色々なつどいの場があります。公民館でいきいき百歳体操やモルック等の活動をしている地区もありますので、興味がある方は参加してみませんか。
- ▼問い合わせ
役場住民課 ☎27・2112
村社会福祉協議会
☎27・2828

●障がいのある方の
「つどいの場」

村では、障がい（病気や治療後による後遺症）を持っている方が身体の機能を活かした運動や創作活動な

どを通して、仲間づくり、居場所づくり、交流の場、社会貢献できる場として、玉松友の会を開催しています。新規参加者を募集中です。まずは、見学からでもかまいません。週に一度、玉松友の会で一緒に過ごしてみませんか？

- 参加費 無料
- 対象者

- ・障がい者手帳をお持ちの方
- ・病気や治療による後遺症（半身麻痺、膝の手術による歩行障害、活動制限等）があり、リハビリや体力づくりの機会が欲しい方
- ・身の回りのことが自らできる方※一度保健師が訪問し、状態を確認させていただきます。

- 日時
毎週火曜日午前9時30分～午後1時50分 ※行事により、休みになる日もあります。昼食持参又は弁当の注文も可能です。
- 活動内容

- ・血圧測定、健康相談
- ・体操、筋力トレーニング
- ・月1回の理学療法士による運動指導・講話
- ・レクリエーション
- ・創作作業

▼フレイルの仕組み



▼玉松友の会活動風景



イベント等は中止・延期となる可能性があります。

日	月	火	水
2 ◆蓬田村消防団出初め式 9:30~ 役	3 ◆住民税申告（中沢） 北 燃えるごみ（40cm 未満）	4 ◆住民税申告（長科） ◆玉松友の会 ふ 北 缶・ペットボトル・ビン 南 燃えるごみ（40cm 未満）	5 ◆住民税申告（瀬辺地）
9	10 ◆住民税申告（阿弥陀川・ぐっと） 北 燃えるごみ（40cm 未満）	11 ○建国記念の日 北 燃えないごみ 南 燃えるごみ（40cm 未満）	12 ◆住民税申告（蓬田・宮本）
16	17 北 燃えるごみ（40cm 未満）	18 ◆玉松友の会 ふ 北 缶・ペットボトル・ビン 南 燃えるごみ（40cm 未満）	19 ◆英会話教室 18:00~ ふ 
23 ○天皇誕生日	24 ○振替休日 北 燃えるごみ（40cm 未満）	25 ◆玉松友の会 ふ 北 燃えないごみ 南 燃えるごみ（40cm 未満）	26 ◆蓬田村表彰式・蓬田村教育委員会表彰式 14:00~ ふ 北 南 特殊なごみ（電球・蛍光灯・乾電池など）

○行事開催場所
ふ … ふるさと総合センター
役 … 蓬田村役場
ト … トレーニングセンター
診 … 蓬田診療所
よ … よもぎ温泉
公 … 蓬田公民館

○ごみ収集日
北 … 蓬田・宮本・郷沢・瀬辺地・広瀬・高根
南 … 中沢・長科・阿弥陀川・ぐっと町会
※ごみは収集日当日の朝 6:30 までに出してください。
※粗大ごみは収集場所に出さないでください。
▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線 402）

○ノラの英会話教室
Let's enjoy English ♪
次回は 2 月 19 日（水）
時間：午後 6 時～
場所：ふるさと総合センター
☎ 31-3111


木	金	土
		1
6 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆住民税申告（広瀬） 北 燃えるごみ（60cm 未満） 南 缶・ペットボトル・ビン	7 ◆住民税申告（郷沢・高根） 南 燃えるごみ（40cm 未満）	8
13 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 燃えないごみ	14 南 燃えるごみ（60cm 未満）	15 ◆麻しん風しん 1 期予防接種 8:30~11:00 診
20 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 缶・ペットボトル・ビン	21 南 燃えるごみ（40cm 未満）	22 北 南 古紙類
27 ◆いきいきなどわどサロン ふ ◆子育てサークル ふ ◆こころのサロン ふ 北 燃えるごみ（40cm 未満） 南 燃えないごみ	28 南 燃えるごみ（40cm 未満）	※予定は変更されることがありますので、確認をお願いします。

○玉松友の会（毎週火曜日）
※第 3 火曜日は理学療法士が来ます。
障がい者手帳がある方や病気や治療による後遺症があり、リハビリや体力づくりの機会が欲しい方等が対象となります。
▶問い合わせ 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線 404）

○いきいきなどわどサロン（毎週木曜日 9:00~14:00）
65 歳以上のシニア世代を中心にどなたでも利用できます。各自で会場へお越しください。詳細はお問い合わせください。
▶問い合わせ 住民課 ☎ 27-2112（内線 302）

総合カレンダー

2025

2 月

戸籍の窓口

【12 月受付分】（敬称略）
■お誕生おめでとうございます
小笠原愛唯（めい 幹太 女の子 明日香）（阿弥陀川）
■ご冥福をお祈りします
八戸むつ子 65 歳（阿弥陀川）
川崎ツヨエ 91 歳（広瀬）
■蓬田村の人口（12 月 31 日現在）

区分	人口	前月比
総人口	2,434	－ 4
男	1,181	± 0
女	1,253	－ 4
世帯数	1,122	± 0

赤十字活動にご支援をお願いします。

日本赤十字社青森県支部は、災害・紛争などから命を守り、苦痛を軽減する活動をはじめ、平時は教育現場や自治会などで防災・減災の講習会やボランティア活動などを展開しています。

こうした活動は、毎年2月から自治会・町内会などの赤十字ボランティアが戸別訪問をさせていただき、寄せられた会費や寄付金によって支えられています。本年も引き続き、村民の皆様のあたたかいご支援を心よりお願い申し上げます。

▶問い合わせ

日本赤十字社青森県支部 総務課 会員係
☎ 017-722-2011

日本赤十字社青森県支部蓬田村分区分
事務局 健康福祉課
☎ 0174-27-2113（内線 403）

～国保の窓口～

マイナ保険証に関するお知らせ

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年12月2日より現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

《現在お手元にある保険証》

令和6年12月2日時点で発行済みの有効な保険証は、12月2日以降も、有効期限（令和7年7月31日）が到来するまで引き続き使用できます。

ただし、有効期限内であっても、転職や引越などで加入する健康保険が変わった場合などは、蓬田村国民健康保険の保険証は使えなくなります。

※保険証の有効期限は、令和7年7月31日以前となっている保険証の場合もあります。

これは、令和6年12月2日以降に75歳に到達し、後期高齢者医療制度に加入するかたや、令和6年12月2日以降に70歳のお誕生日を迎えられ、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証が交付されるかたが対象となっています。このような世帯には、特に手続をしていたかなくても、それぞれの期限前に新しい「資格確認書」を送付します。

どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度に該当していませんか

■児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に、児童扶養手当を支給します。支給期間は、児童が満18歳に達した年度末までです（児童に中度以上の障がいがあるときは20歳に達する月末まで）。

■特別児童扶養手当

精神又は身体に中度以上の障がいをもつ児童を養育している家庭に、特別児童扶養手当を支給します。支給期限は、20歳の誕生日の前日までです。該当すると思われる方は、お問い合わせください。

▶問い合わせ

役場 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線 402）

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域に根ざした福祉活動が無報酬で行っているボランティアで、全ての民生委員は児童委員を兼ねています。常に村民の皆さまの立場に立ち、相談に応じて、行政など適切な機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

○気軽に相談を

「介護のことで悩んでいる」「高齢者の一人暮らしで不安だ」「子育てのことで、どこに聞いたら良いか分からない」など、気軽に相談してください。

○秘密は守られます

民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、秘密は守られます。

○お住まいの地域の委員に相談できます

相談する方の住所によって、担当委員が決まっています。担当委員を知りたい方は、役場健康福祉課へお問い合わせください。

▶問い合わせ

役場 健康福祉課 ☎ 27-2113（内線 401）
蓬田村社会福祉協議会 ☎ 27-2828

関係機関

- ・役場
- ・学校
- ・福祉事務所
- ・社会福祉協議会
- ・児童館
- ・児童相談所
- ・保育所
- ・保健所
- ・教育委員会
- ・医療機関など



連携・協力



民生委員
児童委員

担当地域

- 世帯状況の把握
虐待の早期発見、DV等、世帯の抱える問題の把握
- 情報提供
必要とするサービスの提供
- 相談・援助
各種相談、見守り支援など

- ・高齢者のいる世帯
- ・障害者のいる世帯
- ・生活に困窮している世帯
- ・子どものいる世帯
- ・妊産婦のいる世帯
- ・母子・父子世帯など

「解決の糸口を見つけに行こう！」無料相談会

自治体と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

■日時 3月8日（土） 午前10時～午後4時

■場所 信用生協 青森事務所
（青森市安方 1-3-5 小田島ビル3階）

■相談料 無料
ただし、事前の予約が必要です。

■対象の相談

- ①お金の問題（多重債務問題など） ②遺産相続
- ③不動産売買 ④税金等公共料金の滞納
- ⑤DV・離婚問題 ⑥その他暮らしに関する悩み

■予約先 信用生協青森事務所 ☎ 0120-102-143

お知らせ

マイナンバー制度
に係る県税手続

社会保障・税番号制度が導入され、社会保障・税・災害対策の3分野でマイナンバー（個人番号）が利用されています。県税手続においては、次の2点にご協力をお願いします。

①マイナンバーの記載欄のある申告書等の税務関係書類への番号の記載

②県税部の窓口において、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際のマイナンバーカードの提示（申告書等を郵送する場合は、マイナンバーカード（表面及び裏面）のコピーを同封）

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類（個人番号が記載された住民票など）と身元確認できる書類（運転免許証など）がそれぞれ必要です。

詳しくは県庁HPをご覧ください。



後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

後期高齢者医療制度の加入者で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の合算額が限度額（下表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合対象外）。世帯内に被保険者が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方等がいる世帯には、支給対象でもお知らせが送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ	※1	212万円
現役並み所得Ⅱ	※2	141万円
現役並み所得Ⅰ	※3	67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ	※4	31万円
低所得Ⅰ	※5	19万円

※1：課税所得 690万円以上
※2：課税所得 380万円以上 690万円未満
※3：課税所得 145万円以上 380万円未満
※4：世帯全員住民税非課税のうち全員の各所得が0円
※5：世帯全員住民税非課税のうち全員の各所得が0円

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証もしくは後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・本人確認書類（顔写真付きの身分証明書）
- ・印鑑（認印）
- ・通帳等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行）をお持ちください。

▶問い合わせ

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821
役場 住民課 ☎27-2112（内線304）

借金に関する
相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて弁護士等に引継ぎます。一人で悩まず、ご相談ください。

秘密厳守・相談無料。

■受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）
午前8時30分～正午
午後1時～午後4時30分

■相談専用電話
☎017-774-6488

▼問い合わせ 東北財務局
青森財務事務所 理財課
☎017-722-1463

放送大学
4月生募集

放送大学では、4月入学生を募集しています。放送大学では「大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」などの目的で、様々な年代や職業の方が学んでいます。

授業はインターネットやBS放送で視聴し、単位認定試験もWEBで受験できます。出願期間は3月11日（火）まで。資料無料。

▼問い合わせ

放送大学青森学習センター
☎0172-38-0500
八戸サテライトスペース
☎0178-70-1663

女性司法書士による
無料法律相談会

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関する悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

■日時 3月1日（土）

午前10時～午後3時

■相談方法 ①電話相談専用電話（当日のみ）
☎017-752-0440

②面談相談の場合は、電話にて事前予約してください。（先着3名の予約制）

■予約受付期間 2月17日（月）～21日（金）午前9

青森労働局
からのお知らせ

○高年齢者雇用安定法
高年齢者が活躍できる環境整備が必要です。

定年65歳未満の事業主は、①65歳までの定年引き上げ、②定年制廃止、③65

歳までの継続雇用制度導入のいずれかを講じる義務があります。※経過措置による継続雇用制度は令和7年3月末で終了です。更に、①70歳までの定年引き上げ、②定年制廃止、③70歳までの継続雇用制度導入等のいずれかが努力義務です。就業規則をご確認のうえ、必要に応じて就業規則の改定をお願いします。

▼問い合わせ 青森労働局
職業対策課 高齢者対策担当
☎017-721-2003

またはお近くのハローワークへ

宮下知事と対話する「#あおばな」実施団体募集

宮下知事が出向いて県民の皆さまの声をお聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

対 象 県内所在の10名程度の参加者が見込まれる団体等
募集期間 令和7年2月14日（金）～2月28日（金）
実施期間 令和7年4月21日（月）～6月29日（日）
応募方法 右記QRコードを読みより専用フォームから申込

▶問い合わせ

青森県総務部広報広聴課 ☎017-734-9138



【県庁ホームページ】

小さな掛金 大きな補償
スポーツ安全保険

団体活動のための補償制度

文化活動やボランティア活動の団体もご加入できます



詳細はホームページをご覧ください

公益財団法人スポーツ安全協会

照会先 0570-087109（固定電話）
03-5510-0033（携帯電話）

暮らしと電気安全
2月

今月は「省エネルギー月間」です。

国では、毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの意識啓発をはかっています。限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化を防止するため、私たち一人ひとりが、エネルギーを大切に使うよう心掛けましょう。

あんぜん、きづく、あんしん
東北電気保安協会

